
（介護予防）福祉用具貸与

I 概 要

- 福祉用具貸与・・・居宅等において介護を受ける要介護者に対して福祉用具の貸与を行うもの
- 介護予防福祉用具貸与・・・居宅等において支援を受ける要支援者に対して福祉用具の貸与を行うもの
 - ・ 福祉用具・・・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの
 - ・ 福祉用具の種目
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分除く。）、自動排泄処理装置
 - ・ 軽度者（要支援 1,2、要介護 1）の方は、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト及び自動排泄処理装置の利用は原則認められていません。また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護 1 の方に加え、要介護 2 及び 3 の方の利用も原則として認められていません。しかし一定の条件に該当する方は、例外的に利用が認められます
 - ・ 他の介護保険のサービスは公定価格が定められていますが、福祉用具は現に要した費用（実勢価格）となっています。
なお、平成 30 年 10 月から、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととなっています。
- 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

Ⅱ 指 定 基 準

1 人 員 基 準

区 分	基 準
福祉用具専門相談員	・ 常勤換算、2人以上
管理者	・ 常勤、原則として専従

《 留 意 事 項 》

【福祉用具専門相談員】

- ①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士
⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員指定講習の修了者

*介護員養成研修修了者は、平成28年3月31日までの経過措置期間をもって、福祉用具専門相談員の資格要件から削除されました。

【特定（介護予防）福祉用具販売との一体的運営】

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売が、同一の事業所において、一体的に運営される場合は、常勤換算2人以上の福祉用具専門相談員を配置することで、これらの事業に係るすべての福祉用具専門相談員の人員基準を満たすことになります。

【管理者】

管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の従業員の職務
② 特に支障がない範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接等）にある事業所等の管理者又は従業員の職務（ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設の入所施設で入所者に対しサービス提供を行う看護・介護業務などは、支障があると考えられます。）

【常勤換算】

当該事業所の従業員の勤務延時間数を「常勤の従業員が勤務すべき時間数」で除して、常勤従業員の員数に換算することをいいます。（小数点第2位以下切り捨て）

※1 勤務延時間数とは、勤務表上位置付けられている勤務時間の合計とし、「常勤従業員の勤務すべき時間」を上限とします。

※2 従業員の休暇等の取扱いについて

常勤の従業員の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものと取り扱います。

なお、非常勤の従業員の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。

【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業員の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことができます。
- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業員の勤務時間」に達していれば常勤とみなします。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

2 設備基準

区 分	基 準
区 画	・ 必要な広さ
設備・備品	・ 福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等 ・ 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材 (福祉用具の保管、消毒を外部委託する場合は、この設備及び器材は必要ありません。)
保管設備の基準	・ 清潔であること。 ・ 消毒・補修済みの用具とそれ以外の用具との区分が可能であること。
消毒器材の基準	・ 適切な消毒効果を有するもの。 (福祉用具の保管、消毒を外部委託する場合は、消毒器材は必要ありません。)
保管、消毒を外部委託する場合	・ 保管、消毒に関する委託契約の締結が必要です。

《 留 意 事 項 》

【区画】

区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保することが必要です。

【設備・備品】

他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、支障がない場合は、他の事業所、施

設等に備付けられた設備及び備品等を使用することができます。

【保管設備】

既に消毒又は補修がなされている福祉用具と消毒又は補修がなされていない福祉用具の区分が、保管室を別にするほか、衝突等により両者を明確に区分しておくことが必要です。

3 運営基準

区 分	基 準
利用料等	1 (介護予防)福祉用具貸与の利用料(介護報酬の1割~3割) 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料(介護報酬の10割相当) 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費 4 福祉用具の搬出入に特別な措置を要する場合の費用
取扱方針	指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供すること。
(介護予防)福祉用具貸与計画	1 指定(介護予防)福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)福祉用具貸与計画を作成すること(居宅(介護予防)サービス計画の内容に沿って)。 2 (介護予防)福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 (介護予防)福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。 4 (介護予防)福祉用具貸与計画に従ったサービスの実施状況及びその評価の記録を行うこと。
運営規程	事業所毎に次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 (介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 虐待の防止のための措置に関する事項 (*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務) 7 その他運営に関する重要事項
取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うこと。
勤務体制	適切な(介護予防)福祉用具貸与を提供できるよう事業所毎に従業者の勤務の体制を定めること。
業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。(*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)

<p>掲示等</p>	<p>1 事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示すること。(閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等でも可。)</p> <p>① 運営規程の概要</p> <p>② その他利用申込者のサービスの選択に役立つと認められる重要事項</p> <p>2 取扱う福祉用具について品名及び品名毎の利用料その他の必要事項を記載した目録を備え付けること。</p>
<p>地域との連携</p>	<p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を行うよう努めること。</p>
<p>苦情処理体制</p>	<p>利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。</p>

《留意事項》

【勤務体制】

- (1) 勤務表は、月毎に作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることが必要です。
- (2) 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等は、福祉用具専門相談員が直接行うことが必要です。
- (3) 福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に委託することができます。

※ 保管・消毒の委託

保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、委託契約において次に掲げる事項を取り決めておくことが必要です。

- ① 委託等の範囲
- ② 委託業務の実施にあたり遵守すべき条件
- ③ 委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨
- ④ 委託者が委託業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ⑤ 委託者が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講ずるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨
- ⑥ 受託者等が実施した委託等業務により入所者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ⑦ その他適切な実施を確保するために必要な事項

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成 25 年静岡県条例第 25 号)

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成 25 年静岡県規則第 9 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成 25 年静岡県条例第 28 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成 25 年静岡県規則第 13 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成11年厚生省告示第93号)
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
(平成12年1月31日付け老企第34号)

- ・ 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
(平成16年6月17日付け老振発第0617001号)

静岡県条例、規則

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnyourei0328.html>

厚生省告示、通知等

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合は、福祉用具貸与費は請求できません。

同様に、介護予防福祉用具についても、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている場合は、介護予防福祉用具貸与費は請求できません。

また、利用者が入院中、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している場合には利用できません。

介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>